

札幌市中央区

マスコットキャラクター

デザイン・名称大募集！

令和4年
5/31締切！

このたび、令和4年に区制50周年を迎えるにあたり、区民の皆さんとともに区の魅力を発信すること、区に対する愛着を深めることを目的として、マスコットキャラクターを作成することとなりました。完成したキャラクターは、イベントや広報など様々な場で活躍する予定です。

こんなキャラクターをお待ちしています！（選考観点）

中央区らしさ（名前、歴史、街の様子や自然など）を感じ、
シンプルで親しみやすく、明るいキャラクター

●**応募資格** 資格は問いません。

●**応募方法**

・郵送、持参
裏面の応募用紙を記入し、マスコットキャラクター受付
（〒060-8612 中央区大通西2丁目 中央区役所総務企画課）に郵送。
持参の場合は、1階総合案内の受付BOXに投函。

・電子メール
本文や添付ファイルにて住所、氏名、連絡先、デザイン、
キャラクター名称、テーマや工夫した点などの説明を記載し
chuo.mascot@city.sapporo.jp に送付。

下線部と同様の内容があれば、様式は問いません。
応募用紙は以下のHPにてダウンロードできます。
<https://www.city.sapporo.jp/chuo/fureai/mascot/koubo.html>

以下の二次元コードを読み取り、HPへアクセスできます。



☞こちらからHPへ

●**選考方法**

選考観点に沿って内部審査を行い、複数の候補作品を選出。
区民投票等を参考に最終決定します。

●**賞金**

最優秀賞1点 商品券3万円分
優秀賞 4点 商品券1万円分

●**注意点**

- ・一人何点でも応募可（ただし、用紙1枚につき1点のみ）。
- ・色は5色までで、グラデーション（色の濃淡を少しずつ変化させる手法）は使用不可とする。
- ・電子メールの場合、その容量は合計4MB以下とし、デザインデータのファイル形式は「JPEG」、「PDF」とする。
- ・応募作品は、自作かつ未発表の作品で、模倣していないものに限る。
- ・選考段階に際し、第三者から権利侵害等で損害賠償請求訴訟が提起された場合は、応募者が自らの責任と費用で解決することとする。
- ・郵送などに係る費用は、応募者の負担とする。
- ・応募者が未成年の場合、提出時に保護者の同意を得たものとみなし、区民投票に選出された場合、保護者からの同意書を書面で提出することとする。
- ・応募作品は返却しない。
- ・採用作品に関するすべての著作権（著作権法第27条および28条を含む）は札幌市（中央区）に譲渡することとする。
- ・採用作品は一部修正・補正する場合がある。
- ・応募者の個人情報、審査、発表、表彰のみに使用する。
- ・応募をもって、本項の注意点に全て同意したとみなす。

札幌市の他区のキャラクターのいくつかを参考にご紹介します。他区のキャラクターは区の特産物や観光地、区の名前自体をモチーフにしたものがあります！
札幌市の中心部にある中央区は、歴史的建造物や文化的施設が豊かな自然と調和した街です！



東区
タンピン



手稲区
ていおめ



北区
ほっぴい



豊平区
こりんめーたん

北区まちづくりキャラクター
「ほっぴい」



さっぽろ市
02-Q03-21-2160
R3-2-1380

SAPPORO

問い合わせ先 中央区役所(代表) 011-231-2400
〒060-8612 中央区大通西2丁目

札幌市中央区マスコットキャラクター 応募用紙

住 所		
ふりがな		連絡先 () —
氏 名		※日中ご連絡のつく連絡先を記載してください。

デザイン

キャラクター名称

テーマや工夫した点などの説明

本用紙はコピーして使用可能です。1枚につき、1つのデザインの記載としてください。
上記内容の記載があれば、応募用紙の様式は問いません。